



森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 26 日

富士市長 小長井 義正

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	大字	森林面積	森林所有者件数	筆数	備考
1	旧富士川町域	南松野	0.8673 ha	12 件	13 筆	整理番号 F5-001～F5-014 内
2	須津山地区	中里 富士岡	8.8913 ha	22 件	56 筆	整理番号 S5-002～S5-035 内
3	大淵・内山地区	大淵	26.6596ha	42 件	149 筆	整理番号 集 05-10～集 05-82 内

2 縦覧場所

富士市林政課（富士市役所庁舎 5 階）

※富士市ホームページにて閲覧できます。

（リンク先 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0709/rn201a0000026p3b.html>）

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が富士市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。